

新たな民間提案制度について

1 制度の見直し

令和2年度（2020年度）、公共施設を対象とした民間提案制度を導入したが、今後、これまで以上に魅力的で持続可能なまちづくりの実現を目指すためには、民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進する必要がある。そこで、民間事業者の発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で協議し事業化していく本制度の拡充を図り、すべての事業を提案募集の対象とするなど、新たな民間提案制度としてリニューアルする。

令和3年度（2021年度）は試行として、民間事業者からの自由なアイデアを募集する自由提案方式（フリー型）を実施する。今後、本市がアイデアを求めたい事業やジャンルについて提案を公募する提案募集方式（テーマ型）についても実施を検討する。

なお、試行結果の検証を踏まえ、令和4年度（2022年度）以降の制度・運用に反映して行く。

2 提案の要件

提案内容は、市のすべての事業を提案募集の対象とし、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなるもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域課題の解決につながるもの
- (2) まちの魅力向上につながるもの
- (3) 市民サービスの向上につながるもの
- (4) 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

（対象としない提案）

なお、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- (2) 法令等により、市が直接行うものとされているもの
- (3) 独自性や独創性のある提案でないもの
- (4) 法令等に抵触するもの

3 参加資格

試行段階において、提案者は、市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は法人等のグループとする。

4 「おだわらイノベーションラボ」の活用

民間提案制度の事業者への説明会や事前相談、審査委員会などは、「おだわらイノベーションラボ」を活用する。

5 令和3年度（2021年度）のスケジュール（予定）

時 期	概 要	
7月28日 ・29日	事業者との ヒアリング	・公共施設を対象として、昨年度から運用してきた民間提案制度の内容と、その見直し状況について、市内事業者の説明・ヒアリングを行う。
8月24日	本部会議	・新たな民間提案制度について決定。
8月31日	庁内説明会	・新たな民間提案制度の各課の窓口となる係長級以上の職員（推進リーダー）を対象とした説明会を開催。
9月7日	総務常任委員会	・新たな民間提案制度について報告する。
9月中旬	事業者への 説明会	・市内事業者に対して、新たな民間提案制度の説明会を開催する。
	提案募集・ 事前相談開 始	・必要事項や様式を募集要領に定め、市ホームページ等に公表する。 ・事前相談は、採用後の実現可能性を高めるため必須とし、相談内容に関係する所管課の推進リーダーと調整した上で個別に実施し、相談内容は非公開とする。
11月末	提案の受付 期限	・募集の公表から提案書の提出期限までは、公平性の確保のため原則として2か月以上設ける。
12月	協議対象提 案の選定	・民間提案制度審査委員会において審査を行い、協議対象提案の採用又は不採用を決定する。 ・審査委員は、提案内容に関係する各部局の副部局長で構成し、必要に応じて外部有識者の意見を聴取する。
12月以降	詳細協議等	・採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議のほか、必要に応じて関係者との調整や外部有識者の意見聴取を行う。 ・本市における新たな財政負担を伴い、随意契約の要件に該当しない提案については、採用した提案をもとに、改めて、プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者を選定する。
	予算措置	・必要に応じて予算を措置する。
	契約締結等	・選定された提案は、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして、契約締結（随意契約）等を行い、提案者は事業を実施する。